

ダイバージョナルセラピーワーカー養成講座の 授業内容とその論考

新 野 三四子

Class Contents and Considerations in the Diversional Therapy Worker Course

Miyoko SHINNO

要 約

2008年から開始されたダイバージョナルセラピーワーカー養成講座の授業内容の検討が必要な時期にきており、筆者が担当する「ダイバージョナルセラピーにおける福祉マインド実践論」の内容紹介とそれらに関連する議論展開を試みた。

前半ではソーシャルワークおよびダイバージョナルセラピーの価値／倫理に立脚した援助実践の姿勢としての福祉マインドについて論考した。福祉マインドを技法として習得し自己決定を協働することによって、重度の障害者など意思確認が困難な利用者に対しても、ワーカーは自身の実践が正しいと確信できる援助実践のクライマックスを体験することが可能となる。

後半ではとくにワーカーを援助実践に向かわせる理由（すなわち大義cause）に焦点を当てて論述した。社会正義、自己存在の証し、「このひとりの人」への思い入れ、希望にあふれた介護、幸福と希望の関係、リスクと希望の間のキワキワ因子などが、ワーカーの援助実践の大義を形成する要素となり、ワーカーの「いまわたしがやらねば」という思いを涵養する。

ダイバージョナルセラピーの究極の目的はgood deathを支えることであり、老年的超越理論やケアアート論から知恵を得てターミナル・アーティストとして活動するワーカーの可能性にも期待が寄せられる。

キーワード：ダイバージョナルセラピーワーカー養成講座、価値／倫理、福祉マインド、
援助実践の大義、キワキワ因子、ターミナル・アーティスト

はじめに

日本ダイバーショナルセラピー協会¹がオーストラリア・ダイバーショナルセラピー協会 (Diversional Therapy Australia / DTA) との共同認定により、「ダイバーショナルセラピーワーカー養成講座」の第1期講座を開講したのは、2008年1月～4月(東京)のことであった。以来、第2期講座(2008年10月～2009年2月、大阪)、第3期講座(2009年8月～11月、東京)、第4期講座(2010年6月～9月、大阪)が開講され、2010年11月現在、126名の認定試験合格者に対しダイバーショナルセラピーワーカー認定証が授与される予定である²。現在は第5期講座開催の準備が進められている。

講座開設に至る経緯とカリキュラムの詳細はすでに紹介しているが³、1コマ90分の授業を1日に4コマ(6時間)行い、それを月に一度土曜と日曜を使って計8日間(32コマ・48時間)を4か月にわたって実施するというものである。32コマの授業テーマは、開設当初より多少の修正は加わっているが、次のとおりである(第4期講座の日程案内より)。

- 1) 開講式とオリエンテーション
- 2) 3) ダイバーショナルセラピー概論
- 4) ヘルスプロモーション—生涯健康・健康社会づくり—
- 5) 6) ダイバーショナルセラピーにおける福祉マインド実践論
- 7) 8) ダイバーショナルセラピーの実践とレジャー&ライフスタイル
- 9) 10) 認知症への理解—脳科学の視点で—
- 11) 12) 高齢者のライフスタイルとスリープマネジメント
- 13) 14) 高齢者の心と行動
- 15) 16) 認知症や特別なニーズをもつ人への配慮と工夫
- 17) 18) コミュニケーションの理論と多様な実践
- 19) 20) ダイバーショナルセラピーのプロセス演習
- 21) 高齢者の生活文化と社会的背景
- 22) コミュニケーションのワークショップ
- 23) 24) ダイバーショナルセラピー実践への演習
- 25) 26) ダイバーショナルセラピープログラムの実際
- 27) ダイバーショナルセラピーワーカー事例発表
- 28) 高齢者施設におけるダイバーショナルセラピーの実践
- 29) 30) 受講者によるプレゼンテーション
- 31) 32) 同上

筆者は講座開設準備期からスタッフの一員として関わり、数種のテーマの授業と認定試験に携

わってきた。そこで、本稿では筆者が担当する授業の中から「ダイバーショナルセラピーにおける福祉マインド実践論」を取り上げ、その授業内容を紹介しつつ、そこに登場する種々の概念や課題について議論の展開を試みる。

1. 「ダイバーショナルセラピーにおける福祉マインド実践論」授業展開の前提

(1) 本授業の位置づけ

オーストラリアのダイバーショナルセラピスト養成課程最低基準によると、セラピスト養成カリキュラムの内容は、①基本的知識、②クライアントグループ、③クライアントのアセスメント、④クライアントの評価、⑤レジャーとレクリエーションのプログラミング、⑥プログラムの評価、⑦コミュニケーション、⑧マネジメント（職員、ボランティア、学生のマネジメントを含む）、⑨質のマネジメント、⑩リーダーシップの技術、⑪法的・倫理的な問題、⑫専門職としての能力の維持、の諸分野から成り、各分野には詳細な下位項目が挙げられている⁴。

オーストラリアではこれを2年ないし3年の高等教育機関の教育課程で実施しているが、本養成講座では日本の実情に合わせて48時間に圧縮した内容で、対象を保健・医療・福祉現場での実践経験のある者またはその分野の専門職有資格者に限定して現任者教育の色彩を濃くして実施し、その了承をオーストラリア・ダイバーショナルセラピー協会より得ている。ちなみに、セラピストとは言わずセラピーワーカーと称しているのはそのためである。

上の基準に照らせば、本授業は、⑩、⑪、⑫に含まれるワーカーの専門性と倫理性に関わる部分の内容で構成される。それは、今日ソーシャルワークの構成要素とされている「価値／倫理、知識、技術」に包摂される内容にも匹敵する⁵。また、受講者に配布された資料では、本授業の概要は次のように記されている⁶。

「ダイバーショナルセラピーにおける福祉マインド実践論」(2コマ)：高齢者介護だけでなく、障害、精神疾患、児童の分野まで幅広い社会福祉の視野でダイバーショナルセラピー(以下「DT」と略す)をとらえ、プロとして持つべきマインドとその実践について学ぶ。介護保険法、障害者自立支援法など複雑化する法令についても整理、理解し、クライアントの権利擁護、DTワーカーとしての倫理観も身につける。①福祉マインドでとらえるDT、②DTにおけるアドボカシー、③倫理(共感と感謝、価値と判断、倫理の規約、介護の責任、プライバシーと秘密性)、④職員の安全と権利擁護、⑤関連の法律、⑥レジャーにおけるリスクマネジメント。

(2) 福祉マインドの主体者とその概念

本授業のタイトルにある「福祉マインド」の語は、1987年の厚生白書(昭和62年版)「社会保障を担う人々・社会サービスはこう展開する」に登場した。第1章第3節2「幅の広いサービスを支えるマンパワーの重層化」の項の中で、『厚みのある地域サービス』を提供するためには社

会サービスの供給に直接携わる専門家だけではなく、広く国民誰もが社会的連帯の精神に立って社会サービスの基盤を支えていくことが重要である。このような観点から、次代を担う学童、生徒の福祉教育やボランティア活動への参加等は、『福祉マインド』の養成という観点から地味であるが重要な意義を持つものと考えられる」と述べられている⁷。このほかこの語が登場した公的文書としては、1993年4月の厚生省告示「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」、同年7月の中央社会福祉審議会意見具申「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」などがある⁸。

公的文書以外にも種々の用法例があるが、福祉マインドの主体者を誰に想定しているかという点に焦点を当てて見ると、①福祉ワーカー、②福祉ワーカー以外の職種、③一般市民・地域住民、④組織体・集合体、の4種に概ね分けられる。上に示した公的文書はいずれも③の用例である。

この厚生白書が出された1987年は「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定された年であり、翌88年から2種類の福祉専門職養成がスタートした。しかしその教育内容はもっぱら制度政策論と援助技術論に傾いており、国が定めた両福祉士養成のカリキュラムに、「福祉マインド」すなわち福祉の思想・理念・価値・倫理等福祉のこころの側面を表現した学科目はない。2009年度から改定された新カリキュラムにおいても同様である。拙速なマンパワー養成の施策は短期間に人材の数を確保することにのみ関心を向け、じっくりと福祉ワーカーのこころを育てる教育を忘れていたのではないかといった疑問の声は、当初から養成校においてすら聞かれた。国は学童・生徒・地域住民のボランティア活動の中に福祉マインドの醸成を求めたが、これから養成しようとしている専門福祉ワーカーにこそ、真っ先に福祉マインドの醸成をうたうべきではなかったのか。その結果が今日の福祉現場におけるワーカーの定着率の低さの要因につながっているとすれば、まことに残念である。

筆者は長らく福祉ワーカー（保育士、介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー等）の養成教育に携わってきたが、その反省もあって、先年福祉現場に働く専門ワーカーに備えられるべき要件としての「福祉マインド」を提示した⁹。その概念は、①価値／倫理としての福祉マインド、②援助実践の姿勢としての福祉マインド、③専門職の条件としての福祉マインド、④援助実践の契機（＝大義）としての福祉マインド、の4側面から成るものである。

本授業はこの福祉マインドの概念紹介から入っていくが、以下にそれらに関連する事項を述べつつ、課題の指摘と議論を試みたい。

2. 価値／倫理としての福祉マインドをめぐって

（1）ソーシャルワークの価値／倫理への関心の高まり

価値／倫理を語るにはまずその語義を押さえておく必要がある。哲学・倫理学や社会学また経済学等においてその概念をめぐる議論は種々あるが、ここでは国語辞典を参照してごく平易に、

価値とは「何が良いか、何が良くないか」を示すものであり、倫理とはそれらの価値に基づいて「何をしてよいか（なすべきか）、何をしてはいけないか（なすべきではないか）」という、その時代・社会・文化・職業等における人間の行動の基準を示すものととらえておく。

さて、社会福祉の分野において、価値／倫理、知識、技術の3点がソーシャルワークの構成要素と位置づけられテキストなどに載り広く認知されるようになったのは、2000年に国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers / IFSW）が採択した「ソーシャルワークの定義」（後掲）が、「社会福祉士の倫理綱領」（社団法人日本社会福祉士会、2005年6月3日第10回通常総会にて採択）に盛り込まれるなどして定着してきたことによる。しかし、福祉の知識や技術を根底で支える福祉のこころの側面については、従来からも諸家により言及されてきた。たとえば、古くは山室軍平の「Head、Hand、Heart」、中村遙の「理論は骨、実践は肉、愛は血である」、また英国のマーシャル（Marshall, A.）の「冷たい頭と熱い胸」などはよく知られているところである。Heart、愛、熱い胸、という語が指し示すものが、ここで論じようとしている価値／倫理としての福祉マインドに相当する。

日本でソーシャルワークの価値／倫理に関する研究が盛んに行われるようになったのは、1980年代後半からであった。それは、専門職制度確立に向けての議論が進むなかで、ソーシャルワークの専門性を構成する諸要素の中核に価値／倫理が据えられるべきとの認識が、研究者や福祉関係者の間に浸透してきたからであった。法成立の前年の1986年4月には、同年秋に東京で国際社会福祉会議が開催されることに呼応して、未だ福祉ワーカーの資格制度のなかった日本は、活動休止状態となっていた日本ソーシャルワーカー協会を急遽再編し、前文と17の項目から成る「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を策定し公表した（なお2005年に改定された現在の倫理綱領は、5つの価値原則と26項目の倫理基準から成る）。そしてその翌87年に社会福祉士と介護福祉士の2つの福祉専門職資格の法制定がなされた。その同じ時期に、国が一般市民に対しボランティア活動を推奨し「福祉マインド」の醸成を求めたのは、前述のとおりである。

他方、ソーシャルワークの先達アメリカでの模様は次のとおりであった。全米ソーシャルワーカー協会（National Association of Social Workers / NASW）倫理綱領の策定（1996年）に関与したリーマー（Reamer, F.G.）が、その著『ソーシャルワークの価値と倫理』（原著1999、日本語訳2001）において、ソーシャルワークの発展史を顧みるなかから、ソーシャルワークの価値／倫理に関して以下のような興味深い分析を行っている¹⁰。

ソーシャルワーカーが公的職業として出発した19世紀末は、クライアントの側の道徳性に関心があった。やがて、セツルメント運動の隆盛期の20世紀初頭には、ソーシャルワークは社会問題を改善することに関心を向けた。そこにはワーカーの側の価値／倫理の議論はまだ登場しない。それが登場するようになったのは第二次大戦後のことである。アメリカ・ソーシャルワーカー協会代表者会議が1947年に倫理綱領を制定したことから、専門職倫理の課題が研究者の間で学問のテーマとなっていく。そして、1960年代にはソーシャルワーカーの訓練や実践に、社会的平等、

福祉権、人権、差別等の価値に関する事項が取り入れられることとなり、NASW（1955年に結成）は1960年に全米統一の倫理綱領を採択した。1970年代にはソーシャルワークの大学教育の中で価値／倫理のテーマが扱われるようになり、1980年代には倫理上のディレンマの問題点がクローズアップされるようになった、というものである。そして1996年にリーマーが中心となり、価値とそれに対応する倫理原則、および倫理基準の合計155項目から成る新たな倫理綱領が策定された。この新綱領で掲げられているソーシャルワークの価値は、①サービスの精神、②社会正義、③人の尊厳と価値、④人間関係の重要性、⑤誠実、⑥適任性（力量）、の6点である。

また、IFSWは2000年にソーシャルワークの定義を発表した際に、併せて次の3つのカテゴリから成る価値を示している。1）基盤的価値：①人道主義と民主主義の価値はすべての人びとの平等、存在価値および尊厳を尊重する。②社会的公正。2）実践の価値：①人びとのニーズの充足、②人間の潜在的な可能性の発達、③不利益な立場にある人びととの連帯、④貧困の緩和とソーシャル・インクルージョンの促進、⑤権利侵害されやすい人びとや抑圧されている人びとの解放。3）価値の具体化：ソーシャルワークの価値は倫理綱領に具体化される、というものである¹¹。さらに、2004年10月に共同開催されたIFSWと国際ソーシャルワーク学校連盟(International Association of Schools of Social Work / IASSW)の総会においては、「ソーシャルワークの倫理：原理についての表明」が採択されている。内容は次節（2）で触れる。

このように、近年の日本におけるソーシャルワークの価値／倫理への関心はソーシャルワークの国際化の進展に応じて高まり、研究者の間では活発な議論が展開されてきたが、先述したように両福祉士養成のカリキュラムや教育内容には十分に反映されたとは言いがたい。

（2）ソーシャルワークの定義とDTの定義にみる価値／倫理の要素

DTワーカー養成講座は現任者教育の性質を有しているが、これまでの受講者の基礎資格を見ると、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー（2級・1級）、作業療法士、柔道整復師、薬剤師、鍼灸師、介護支援専門員、医師などさまざまであり、その職務の内容や教育のバックグラウンドは多種多様である。勤務先の事業種別は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、老人デイサービス、小規模多機能型居宅介護、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、医療機関（精神科、リハビリテーション科、内科等）、居宅介護支援事業所、福祉機器メーカー等々多岐にわたり、利用対象者が異なることはもちろん、経営主体、組織運営の方法、事業（施設）規模、雇用形態、環境や立地条件等もまちまちで、その事業の根拠となる法制度も異なっている。しかし、DTワーク実践にはこれらの異資格・異職種・異事業を貫く、共通の価値／倫理がなければならない。そこで、DTにソーシャルワークの視点をベースにした福祉マインドの概念を投入し、その適用を試みたいと考えた。それを伝え実践を通して実証する、あるいはそのような実践を奨励する、というのが本授業のねらいのひとつでもある。そこでその切り口として、ソーシャルワークとDTの定義を取り上げる。

まず、IFSWのソーシャルワークの定義（2000.7.27）を見よう。「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の改革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」。

次に、日本DT協会が策定したDTの定義（2004.3.13）を見よう。「ダイバーショナルセラピーとは、個々人の独自性と個性を尊重し、よりよく生きることをめざし実践する機会を持てるようサポートし、自分らしく生きたいという要求に応えるため、『事前調査→計画→実施→事後評価』のプロセスに基づいて、個々人の“楽しみ”からライフスタイル全般まで、そのプログラムや環境をアレンジし提供する全人ケアの思想と手法である」¹²。

このIFSWのソーシャルワークの定義とDTの定義から、価値／倫理としての福祉マインドに係わる要素を抽出してみる。

IFSWの定義を構成している価値／倫理、知識、技術のソーシャルワークの3要素のなかから、価値／倫理の要素として抽出されるのは、「人間の福利（ウェルビーイング）」、「人権」、「社会正義」の3点である。これに加えて、先述のIFSWとIASSWが示した「ソーシャルワークの倫理：原理についての表明」では、定義に出てくる原理として「人権と人間の尊厳」と「社会正義」を挙げて説明している。前者の「人権と人間の尊厳」については、「ソーシャルワークは、すべての人について固有の価値と尊厳の尊重、およびここから派生する諸権利に基盤を置く。ソーシャルワーカーは個々の人間の身体的、心理的、情緒的、そして精神的な統合と福祉（筆者注：ここでは「福利」ではなく「福祉」と訳されている）（ウェルビーイング）を増進し、そして守らなければならない。これは以下のことを意味するものである」とし、次の4点の事項に分けて説明を加えている。それらの見出しの語を示すと、①自己決定に対する権利を尊重すること、②参加への権利を促進すること、③個々人の人間を全体としてとらえる、④ストレングスを見出し伸ばすこと、である。また、後者の「社会正義」については、「ソーシャルワーカーは、社会全般に関して、また自分たちが対象にしている人々に関して、社会正義を進める責任がある。これは次のことを意味する」とし、以下の5点について説明している。それぞれ見出しの語は、①不利な差別に立ち向かうこと、②多様性を認識すること、③資源を公正に分配すること、④不公正な方針や実践に対して立ち向かうこと、⑤団結して働くこと、である¹³。なお、社会正義に関しては、「援助実践の大義（cause）」と絡ませて、後の4章で詳述する。

一方、DTの定義からは、「個性の尊重」、「よりよく生きる」、「楽しみ」、「全人」の4点が価値／倫理の要素として抽出できよう。次にこれらの要素に関連する論考を進めていく。

（3）幸福な状態・自己実現・QOL・全人的視点の関係

IFSWの定義に出てくる「福利」は必ずしも適切な訳とは思えないが、原語のウェルビーイン

グ (well-being) が指し示すのは、個々人の生活が快適な状態にあることであり、換言すれば幸福な状態のことである。日本国憲法第13条は個人の尊重と幸福追求権の保障をうたい、生存権保障を規定した第25条と並んで、社会福祉の最大の法源とされている。戦後の日本のソーシャルワークは、公的扶助分野からスタートしたため、長らく生存権保障に重点が置かれてきたが、近年、人権の尊重と自己実現の尊重を中心に据えた幸福追求権保障へとその重点が移されてきた。とくに2000年以降の社会福祉基礎構造改革（成年後見制度・地域福祉権利擁護事業等を含む）や介護保険制度の進行がその傾向を後押ししている。ちなみに、福利の前に「人間の」という語が付されているのは、ソーシャルワークが目指す幸福な状態は、単に個人が幸福感を抱くという主観的で相対的な価値にとどまらず、地球上のすべての人間の平和と幸福の実現を目指すという、普遍的でいわば絶対的な価値を含んでいるからであろう。

さて、幸福な状態とは人間に共通の生理的・心理的・社会的諸欲求が満たされ自己実現に到達した状態と言える。自己実現はマズロー (Maslow, A.H) が提示した概念とされ、生理的な欲求から自己実現の欲求まで、欠乏動機と成長動機に導かれて進行する5層の欲求階層の最上層に位置づけられる。各欲求はそれぞれ単独のものではなく、全体として一体をなすという全人的視点に立つものととらえられる¹⁴。

全人的視点には2側面があると考えられるが、マズローの欲求階層の考え方は一つ目の側面を導くものであり、人間の生涯発達ของ考え方にも通じる。成人期や高齢期は、かつては加齢に伴い発達が衰退する老化過程と考えられていたが、老年学や高齢期の精神発達研究の進展により、近年では乳幼児期から高齢期までを連続した生涯発達 (life-span development) の過程ととらえるようになった。そこには、成長・発達という時間軸によって計られる諸要素（身体の成長発育、知的発達、精神発達、情緒発達、霊的 (スピリチュアリティ) 発達、生育歴、生活歴、障害歴等）で形成される継時的連続性をもつ全人として人間をとらえる視点が含まれている。これが一つ目の側面である。ただ、昨今超高齢化時代に入り、生涯発達モデルの視点からでは人生の最終段階を説明しきれない課題があることが指摘されるようになってきている。この点については5章（4）節で後述する。

全人的視点の二つ目の側面は、生活（構造）という空間軸によって計られる「いまここで」の状態の諸要素（身体的、心理的、情緒的、霊的、社会的、経済的、環境的、ADL、IADL、QOL等）で編成され、構造的機能的な連係性をもつ生活者である全体像として人間をとらえる視点である。

このような全人的視点については、嶋田啓一郎がティトマス (Titmuss, R.M.) の“the whole human being”の語を紹介した文脈から大きな示唆を得ることができる。嶋田はその論文で、「社会福祉政策の目的はコミュニティの中なる個人のアイデンティティの確立にある」とのティトマスの主張に強い関心をもったことに触れた後、次のようなインパクトのある体験談を記している。すなわち、『『アイデンティティ』は、日本語では『自己同一性』と訳され、自我の独自性への自覚を意味するものと解せられているが、ティトマスがその言葉によって含蓄するところを、正確

に把握したいという願望から、私はティトマス講演のあと直接面会して、『Identityを英語でどうパラフレーズされるのか』と問い質した。彼は即座に、“The unified personality of the whole human being, which is the distinctive character belonging to an individual.”（筆者意訳：全体像としての人間のまとまりのある人格、それは個々人がもつ独自性によってもたらされる）と解説されたが、それは社会福祉の本質的課題を探究する私にとって、インスピレーションとも呼ぶべき強烈な印象を与えるものであった」というものである¹⁵。嶋田はこの体験から、社会福祉の目的を「全人的人間の統一的人格の確立」にあるとし、援助において利用者を、the whole human beingすなわち全体像として理解することの重要性を説いた。この視点が、利用者を個々の生活者としてのトータルな姿としてとらえる全人的視点にほかならない。

自己実現に話を戻すと、自己実現とは自己がもつ顕在的および潜在的な能力や可能性を最大限に発揮することであり、自分が成りたいと思う最高の状態を、言い換えればよりよく生きることを、現実のものにすることである。それは、その人のこれまでの暮らしや今の日々の暮らし方を問い、生活の質(QOL)に強い関心を向けることにより可能になる。つまり、幸福な状態は、個々の自己実現を果たすために必要とされるQOLの向上によってもたらされるのである。ソーシャルワークは、クライアントの個性や楽しみを尊重した全人的視点からのQOLを整え、そしてそれを支え、自己実現を通して幸福な状態へと至る手助けをする役割をもつ。DTワーカーに期待されているのは、まさにこのような実践なのである。

なお、これまで価値／倫理の要素について論考してきたが、価値の具現化としての倫理綱領はDTワーカーには未だない。上に挙げた諸要素を盛り込んだより実践的な倫理綱領の策定が望まれるところである。

3. 援助実践の姿勢としての福祉マインドをめぐって

(1) 福祉マインドを援助実践の姿勢を導く技法ととらえる

福祉マインドは、ワーカーの価値／倫理が具現化されたものとして、ワーカーが援助場面で利用者に関わる際に、ワーカーの具体的な姿勢となって表されなければならない。たとえば、ソーシャルワークにおいては、「バイステック (Biestek, F.P.) の7原則」(個別化、受容、非審判的態度、意図的な感情表出、統御された情緒的関与、自己決定、秘密保持) が、ワーカー－クライアント関係におけるワーカーのとるべき態度を示した原則として、この分野の多くのテキストで伝えられてきた。介護支援専門員の標準テキストにも採用されているし、ソーシャルワーカーの倫理綱領にも、新旧ともに盛り込まれている。筆者も援助実践の姿勢としての福祉マインドに、まずバイステックの7原則を挙げたいと考える。

ところで、その著『ケースワークの原則』は、1965年の邦訳書では「よりよき援助を与えるために」の副題が付いていたが、1996年の新しい訳では「援助関係を形成する技法」に変更されて

いる。新訳の訳者のひとり尾崎新は、その訳者あとがきで、旧訳の「よりよき援助を与えるために」という副題は間違いではないかとも感じました。学生ながらに、援助は与えるものではなく、クライアントが自ら活用するもののはずだと考えました」と述べ、次いで、「バイステックは、ケースワーク臨床の最も重要な基礎が援助関係を形成することであり、ケースワークの技術とは、まず、援助者がクライアントとのあいだに援助関係を形成する技法であるという主張を、今から40年前に明確に示したのです」と述べている¹⁶。

そのことから、バイステックの7原則はトレーニングによって習得することができる技法と考えるほうが合理的であると言える。ちなみに国語辞典（広辞苑）によると、「態度」とは「情況に対応して自己の感情や意思を外形に表したものの。表情・身振り・言葉つきなど。また事に処するかまえ・考え方・行動傾向をも指す」とある。通常、このような態度や姿勢というのは、個々人の意識や心がけによって身に付けるものと考えられがちだが、心がけだけでそれを援助実践の中でいきなり示せるものではない。したがって、7原則を援助関係形成のための技法と位置づけて、その技法を習得するためにトレーニングすれば、それが個々人の中に専門職業的姿勢として身に付き、結果的にワーカーとしての価値／倫理を含む基本的態度が育成される。こう考えれば、援助実践の姿勢としての福祉マインドは、技法ととらえてトレーニングすることにより、習得し向上させていくことが可能になる。

また、この福祉マインドは、木原活信が言う「福祉エートス」を連想させられる。福祉エートスは「援助行為に見られる援助する側とされる側における関係性を軸にした集合的心性」あるいは「共通に理解されている固有の援助姿勢」を意味し¹⁷、両者は似かよった概念である印象を受ける。だが、福祉マインドはトレーニングによって育成する技法の側面をもつという点において、独自性を有していると言えよう。DTワーカー養成講座においては、「DTのプロセス演習」、「コミュニケーションのワークショップ」、ロールプレイングを取り入れた「DT実践への演習」といった授業が設定され、福祉マインド育成のトレーニングを実行している。

（2）援助実践の真髄を押さえる

太田義弘は、ソーシャルワークの真髄は「クライアントがあるがままに知覚をし、あるがままに感じている体験過程を大切にすることにある」と言った。そして援助の「技術は、クライアントの実存を引き出すこと、それはクライアントの限られたゆがめられた視野で、ある事柄を知覚している状態、つまりそのために本来的なものが覆われている状態から、自由な覆われていない状態に連れ出すことを意味している」とし、これが援助実践の技術のもつ真理であることを強調した¹⁸。

要するに、ワーカーのなすべきことは、利用者が今ここで体験している独自の世界にどこまでも寄り添い、その人の真実の姿を呼び戻すことである。

ある高齢者施設での実践例をひとつ挙げよう。入居したばかりの認知症のAさんは、食事を終

えて3分しか経っていないのに「ごはんください、わたしごはん食べていません」と不安げな様子で訴える。ワーカーのBさんはその訴えに対し笑顔で食事を差し出す。Aさんはまた3分後に「ごはんください」と言う。Bさんはまた食事を出す。その繰り返しが続くが、Bさんは説得したり禁止したりせず根気よく笑顔で出し続けた。そうするうちにAさんの「ごはんください」と言う間隔が30分になり、1時間になり、やがて次の食事までAさんは「ごはんください」と言わなくなった。そうなるのに3年かかったという。Aさんを受容し肯定的関心を示し、Aさんの世界にひたすら寄り添い続けた援助の実践である。「そのままここにいていいですよ、あなたは大切な人です、お手伝いします、一緒にまいりましょう」というメッセージを、Bさんは送り続けたのである。Aさんの認知症が治ったのではない。ワーカーと利用者の援助関係・信頼関係の構築により、Aさんはこれまでの不安と不信と抑圧の中に置かれていた状態から、安心で安定した自由な状態に呼び戻されたのである。Aさんの不安げだった表情に笑顔が戻った。

ここで例に挙げたのは認知症の周辺症状（徘徊、妄想、攻撃的な言動、不潔行為、介護に対する抵抗等々従来問題行動とされてきたもの）から現れたニーズに対応する実践であったが、高齢者に限らず援助実践の対象となる人たちが有している困難点やニーズは、それぞれの利用者の生活歴や生活背景、またQOLの低下に起因している場合が多い。したがって、全人的視点からの利用者理解が必要であり、その上に立って基本的態度すなわち福祉マインドの技法を駆使して援助関係を築くことが重要となる。これが援助実践の真髄を押さえるポイントと言えよう。DTワークにおいても同様である。

（3）援助実践をアートととらえる

パワーズ（Bowers, S）は、「ソーシャル・ケースワークは、クライアントをその全環境の全体または一部分との間に、よりよい適応をもたらすのに役立つような、個人の内的な力および社会の資源を動員するために、人間関係についての科学的知識および対人関係における技能を活用する技術である」と述べた¹⁹。最後に出てくる「技術」にはアート（art）の語が用いられている。通常、技術にはスキル（skill）やテクニック（technique）の語が当てられるが、パワーズはあえて芸術という意味を持つアートを選んで用いた。

芸術には絵画・彫刻、音楽、演劇など種々あるが、作者や演者が自分の人生観や人間観をその作品に表現して、鑑賞者がその意味を理解し共感して楽しむものである。たとえばピアノの練習が楽譜の読み方や指の使い方を覚えさえすればいいというのではないように、援助実践のトレーニングは、単に食事介助の手順や面接の仕方を覚えればいいというものではない。援助実践の場では価値／倫理や基本的態度に裏打ちされたワーカーの福祉マインドが、その言動や態度を通して相手に伝えられなければならない。それが伝えられて初めて利用者は満足できる。そのためにはパワーズが言う「人間関係についての知識」と「対人関係における技能」を、丁寧に時間をかけて習熟（トレーニング）する必要がある。ここで言う技能は技法と言い換えてもよく、バイス

テックの7原則が想起される。それにより福祉実践は単なるスキルではなくアートに高められる。したがって、援助実践の姿勢である福祉マインドは、知識と技能をアートにまで成長させるための栄養源とも言えるし、またこのアートという概念自体に福祉マインドが包含されているとも考えられる。このように理解を進めていくと、「個々人の“楽しみ”からライフスタイル全般まで、そのプログラムや環境をアレンジし提供する」DTワーカーは、福祉マインド豊かなアーティストだと言ってよからう。

(4) 援助実践を自立への援助と位置づける

今日の社会福祉は、自助努力をうたった公的扶助分野のみならず、高齢者とりわけ介護保険、障害者、子ども・家庭、女性、保健・医療、更生保護等あらゆる分野で、自立支援をその目的に掲げている。折衷派のケースワークで問題解決アプローチの提唱者として知られるパールマン(Perlman, H.H.)は、利用者自身が援助を活用する能力をワーカビリティ(workability)という概念で示した。彼女は、ワーカビリティは身体的、知的、情緒的な能力等から成り、利用者は提供される援助を活用しながら、自分自身が直面する困難に対して、適切な機会(opportunity)に、適切な動機づけ(motivation)をもって、適切な能力(capacity)を発揮することにより、その困難を解決していくことができると考えた。したがって、援助の過程において利用者のワーカビリティを的確に把握し評価することがワーカーの重要な仕事であり、それが自立への援助の入り口となる。

このような、利用者が自ら自立へと向かう可能性や力強さに着目した支援のとらえ方がストレングス視点であり、そのワーカビリティを引き出し高めていく支援方法がエンパワメント・アプローチである。ストレングス視点とは、狭間香代子の言説に従えば、「援助者がクライアントの病理／欠陥に焦点をあてるのではなく、ストレングス—上手さ、豊かさ、強さ、たくましさ、資源—に焦点をあてること」であり、それは「援助者の援助観、人間観に転換を迫るものであると同時に、治療中心の実践過程を、『支える』ということ、またエンパワメントを目的とした実践に転換させる」力を生み出すものと言えよう²⁰。

つまり、ストレングス視点は、ワーカーが利用者のワーカビリティを認識評価した上で、利用者自身が困難解決に向かって自らをエンパワメントしていくことができるよう支援するという、利用者主体と自立支援の考えにつながる。それは現場のワーカーたちが援助実践の姿勢として自ら育てていくべき福祉マインドの中心的要素であり、DTワーカー養成講座においても、利用者のアセスメントに関する学習の中で最も力点をおいて教授されている事項である。

(5) 他者を援助することを支援する援助実践

次に少し目を転じて、被援助者の当事者性という視座から自立への援助について考えてみたい。ヒル(Hill, K.)は、その著に“Helping you helps me.”という副題をつけて、本来被援助者の立

場にある者が他者を援助することで、自身が支えられ強められることを指摘した²¹。このメカニズムをヘルパー・セラピー原則と呼び、援助経験をする事で自身がセラピーされることを強調したのが、リースマン (Riessman, F.) とガートナー (Gartner, A) であった²²。いずれもセルフ・ヘルプ・グループ活動に関する研究からの知見であるが、その日本への紹介者のひとりである久保絃章は、平素は援助者の立場にいるワーカーが、期せずして患者や利用者の立場になるなどして、被援助の当事者性を体験することの意味を問うた²³。久保の論旨からは、ワーカーが被援助者経験をすることで当事者の痛みや弱さ（今日いうバルネラビリティ）を知ることができ、援助者が被援助者と同じ地平に立つ感覚を体得することの重要性を学び取ることができる。そして同時に、いささか逆説的ではあるが、ワーカーは援助者の側のある種の「優位感」（または「有為感」と言ってもよい）を改めて認識するという事実にも気づかされる。

ここでいう援助者の優位感（または有為感）とは、被援助者との相対的な関係性の中で他者を劣位の者（または無為の者）と位置づけようとする意識のことではなく、自分にも他者の助けになり役立つことができるという事実や、そこから生じる快い感情に自ら気づくことによって、自尊意識が生じるという心的な表象を指す。すなわち援助する者には、主観的に絶対的な自己有能感 (self-efficacy 自己効力感ともいう) や自尊感情が沸いて自立への意欲が高まることを意味する。ワーカーは普段はこのことを意識せずに、その優位感（または有為感）に立って他者を援助する仕事をしているのである。中田智恵海が「『被援助者』になると、意図するとならないとにかかわらず、自動的に『被援助者』は地位が低くなり、その自尊心が奪われてしまう。被援助者になった途端に、自分自身では問題を処理しきれない『依存する者、不適格なもの』という役割が付着し、否応なく自尊心が低められてしまう。逆に『援助者』には有能感や自尊心が高まるという利益が自然に付着する」²⁴と述べているのは、この点の理解の助けになる。つまり、社会的に被援助者の立場に置かれた者であっても、他者を援助することによってその種の自立意識をもつことが可能であることに、ワーカーは当事者体験を経て気づくのである。

このように見ると、人は誰しも他者に役立つ（他者を援助する）経験を多くもつことでエンパワメントされ自立していくと言える。今日の福祉の援助は、サービスの利用者がいつも援助される役回りばかりをとる一方通行ではなく、ときに利用者が援助する役割を担う側にもなる双方向性の活動ととらえられる。それはセルフ・ヘルプ・グループやボランティア活動、また個人的な小さな活動である場合もある。このような他者を援助しようとする利用者のニーズをとらえ、それを実現すべく適切な機会を作り支援するワーカーの働きもまた、援助実践の姿勢としての福祉マインドの表れと言えよう。

（6）自己決定を協働（コラボレーション）する援助実践

自立支援は利用者自身が自己決定できるように側面的に援助することから始まる。ワーカーは利用者の生活のあらゆる場面をとらえて、それを試みることができる。だがそこで問題になるの

が、意思能力が極めて小さいかあるいはないとされている人に対する場合である。

【協働—コラボレーション】

その問題に答えを与えてくれる障害者施設での例をひとつ挙げよう。重度の重複障害を持つCさんは自宅で母親と暮らしているが、これまで母以外の人から介助を受けたことがなかった。疲れた母がレスパイトサービス（ショートステイ）を利用するために初めて施設を訪れたとき、Cさんは母から離れられずにパニックを起こした。しかし、施設のワーカーたちの工夫を重ねた丁寧な対応にCさんは次第に落ち着きを取り戻し、やがて施設ワーカーの介護も受けられるようになった。そして介護疲れの母に月に1度の休息のときを喜んで提供できるようになった。母にも笑顔が戻った。Cさんは母親以外の人の介護を受けることを自己決定し自立へと踏み出したと言える。また結果的にも知れないが、Cさんが母を手助けするニーズを抱きエンパワメントが促されたという要素も含まれている。そこにはワーカーたちと母とCさんの3者が相互に影響し合う働きがあった。自分で選択したり決定したりする能力の小さい人には、自己決定の作業にともに加わる支援者が必要となる。それは本人に代わって選択し決定するのではなく、本人とともに選択し決定するという支援であり、協働して行う自己決定と言えよう。一般に代弁や権利擁護のことをワーカーのアドボカシー（advocacy）機能と位置づけているが、自己決定を協働する機能もそれに含めてよいだろう。

ここで用いた「協働」の語は、複数の主体が何らかの目標を共有しともに力を合わせて立案や活動を行うことを指し、今日、「行政と市民の協働によるまちづくり」や「大学と企業の協働によるエコ商品の開発」などと使われたりする。また、マクロレベルの福祉政策などにおける施策コラボレーションを意味している場合もある²⁵。そこには、構成員（または機関）はそれぞれ独立した存在でありながら、それらがただ一緒にことを行うだけでなく、相互に影響し合うことでより向上しエンパワメントし合うという視点が含まれている。この例の場合、Cさんの自己決定を協働（コラボレーション）することにより、利用者Cさんだけでなく、母と施設のワーカーたち支援者もエンパワメントされたのである。この場合は、ミクロレベルでの援助実践のコラボレーションと言えよう。「共同」ではなくあえて「協働」としたのはその所以である。

しかし一方で、「ここで忘れてはならないことは、支援者は相手の自己決定権に協力しながらも踏み込んでいるという事実への自覚である」という土屋幸己の指摘も看過できない。さらに土屋は、「本人が自己決定しようとする際のリスクを含めたわかりやすい情報提供を行い、思考順序を整理して、実際の体験を保障し具体化する。その具体化したことの検証を本人と一緒に行う。この一連の過程を本人と協働して行うことが重要である」と述べ、利用者の自己決定に関する援助実践は、ワーカーの恣意で行われるのではなく、一定の手順（援助過程の流れ）があることを提示している²⁶。この中には、ときに独りよがりになりがちな支援者に対しての警鐘も含まれており、真摯に受け止める必要があろう。

【バルネラビリティ】

ところで、田中耕一郎は重度知的障害者を例にとって、バルネラビリティ（vulnerability、可傷性、脆弱性などと訳される）概念の検証を行った。そしてその中から、「vulnerabilityを感受し、それをともに苦しみ、ケアしてくれる〈他者〉をもつ者は幸いである。しかし、そのような〈他者〉との〈関係〉をもたない者のvulnerabilityはただ放置されるに任されてしまうのだろうか」と幾分皮肉っぽく問いかけ、その答えを探る論考を展開している²⁷。

かつてのバルネラビリティは、高齢者、障害者、母子家庭等を対象とし、福祉問題を社会的支援や生活支援を必要とする層の人たちの、全般的で包括的な問題としてとらえていた。しかし、今日のそれは、その弱さゆえに虐待を受ける、あるいはその弱さゆえにスキルを持つことができず労働市場から排除されるといった人たちを対象とし、福祉問題を人権の保護や権利擁護を必要としている人びとの、いわば関係性と個別性の高いニーズの問題としてとらえる視点に変わってきており、法整備も徐々に整いつつある²⁸。DTワークが対象とする人びとも、この今日的なバルネラビリティの中に置かれている、その弱さゆえに人生の質（生きがいや楽しみに代表されるQOL）を奪われた（奪われかけている）人たちと言える。

わたしたちは他者との関係の中でしか認知され得ない、つまりは生きていけない個々人であるという前提に立つならば、バルネラビリティは他者との関係性の中でこそ認識され、そのニーズも際立つ。したがってそこには、個々人の自己決定に対するコラボレーションによる援助が、実現可能な支援として浮かび上がる。もちろんその背景には、人権保護や福祉の制度・サービスの整備、地域のネットワークの構築、人々の意識変革、福祉文化の形成、ワーカーの資質向上といった、フォーマルとインフォーマル両面からの社会的諸条件がエンパワーしていくことが付随していなければならない。わたしたちが期待する成熟した福祉社会ではそれが可能であり、個人が放置されるバルネラビリティはないはずである。このように考えるのは少々楽観的に過ぎるだろうか。田中の答えも結局そのところに行きつくのだが。

【援助実践のクライマックス】

もうひとつ例を挙げよう。ターミナル医療の現場でいわゆる植物状態のDさんを介護するEさんは、病室に花を飾り窓からそよぐ風を取り込み、そして時にはやさしい音楽も流し、毎日笑顔で懸命にことばをかけ、「わたしがお手伝いします、一緒にやりましょう」というメッセージを送り続けて身の世話をした。するとある日のおむつ交換のとき、Dさんは身体機能的にはできるはずもないのだが、それに応えてわずかに腰を浮かしておむつ交換に参加したと、Eさんは感じる事ができた。そしてEさんは自分の援助実践が正しいことを確信したという。この一連の援助行為には、利用者（患者）がたとえどのようなバルネラブルな状況に置かれていようが、人間を徹底して尊重する、そして協働して利用者（患者）の自己決定を導き自立を支援するという、援助実践の姿勢としての福祉マインドが見てとれる。

このように考察を進めていくと、最後に、重い障害や認知症のために本人の意思を確かめることが困難な場合、その援助行為を「良し」とする目安ははたしてあるのだろうか、という問いに行き着く。聖書では「人にしてもらいたいと思うことを人にもしなさい」（ルカによる福音書6章31節）という聖句が黄金律とされ、この問いにひとまず答えを与えてくれる。だが、自分が人からしてほしいと思うことと、その人がしてほしいと思っていることは必ずしも一致するとは限らない。そのような不安定要素のある中でも、Eさんはそれを行った後に相手の反応を感受して、自らの援助行為が正しかったという確信を得た。いうなれば援助のクライマックスを体感したのである。このことから、ワーカーが確信を持って行う援助行為の中に、一方的な自己満足には終らせない利用者主体の援助が成り立つことがわかる。ともに喜びともに楽しむことを目指すDT実践において、コラボレーションによる援助実践のクライマックスを体験することは十分に可能である。

（7）専門職の条件に含まれる援助実践の姿勢

上に挙げた援助実践の姿勢としての福祉マインドの諸相は、いわばワーカー個人に求められる内的な要件であるが、ソーシャルワークが専門職として成立するには、社会的に承認を得るための外的な条件も必要である。古くはフレックスナー（Flexner, A. 1915年）が、そしてグリーンウッド（Greenwood, E. 1957年）やミラーソン（Millerson, G. 1964年）が専門職成立の条件を論じた。日本では、石村善助がその著『現代のプロフェッション』（1969年）において、専門職の定義を試みた。それらを受けて、秋山智久は社会福祉専門職成立の条件を次の6点にまとめた。すなわち、①体系的な理論、②伝達可能な技術、③公共の関心と福祉という目的、④専門職の組織化、⑤倫理綱領、⑥テストか学歴に基づく社会的承認、である²⁹。

ところで、グリーンウッドは秋山が示した6点のほかに、「専門職的文化」を挙げている³⁰。ここでいう文化とは、たとえば、専門職独特の術語があること、制服・徽章などの象徴があること等を意味するが、特徴的なのはその中に「キャリア」(career)という概念を包摂した点である。彼のいうキャリア概念は、①Calling、善なる労働、目的労働、②動機は金銭的報酬ではなく労働に対する魅力、③労働への専心は全人間的に自己を没入させる、という価値的な内容を指している。すなわち彼は、キャリアは単にその仕事を専門にしている、あるいは長くしているという経歴のことを指すのではなく、上よりの召命を受けて、内発的なエネルギーと専門職としてのアイデンティティに突き動かされて、援助実践を行うことを意味すると考えた。グリーンウッドは、福祉ワーカーにはそれが専門職の文化（行動様式）として、個々の身に付いていることを期待したのであった。自己の利益を求めるのではない本来のサービスの姿勢がここにある。外的な専門職の条件の中に個々の援助実践の姿勢が包含されるというグリーンウッドの論点は、逆に言えば、専門性を根底で支える内的な福祉マインドが個々のワーカーに備わって、はじめて外的な条件も整えられるということの意味しているにほかならない。

4. 援助実践の大義 (cause) としての福祉マインドをめぐって

(1) 社会正義という大義に立つ援助実践

援助実践には、ワーカーをその実践に向かわせる契機またはモチベーションがあるはずである。すなわち、何のためにそれを行なうのかという援助実践の理由が存在するはずである。DTの実践においてももちろん同様である。筆者が福祉マインドを論じるにあたって最も強調したいのがこの点である。

さて、リー (Lee, Porter R.) は、ソーシャルワークは大義 (cause) から機能 (function) へと発展するととらえたが、大義 (cause) は援助実践の理由 (cause) と同義と考えてよいだろう。先に見たNASWの倫理綱領やIFSWの定義には「社会正義」という価値が示されていたが、それはワーカーの援助実践に、理由すなわち大義を与える価値であり、またそれは同時に、貧困、差別、暴力、抑圧、排除、人権侵害、環境破壊などのない自由で平等な共生に基づく社会の実現を希求する人類の目標とも言える。したがって、社会正義はリーの示した大義の中核に据えられるべき価値と位置づけてよからう。

一方、ロールズ (Rawls, J.) は、その著『正義論』(原著1971年)の中で「公正としての正義」の概念を示した。そして、セン (Sen, A.) は、『不平等の再検討』(原著1992年)において、ロールズの正義概念を基底に置いて社会福祉における平等と不平等を論じた。インド出身の経済学者センのその根幹にある価値は、貧困や格差社会の是正を目指す、公正あるいは平等という社会福祉 (ソーシャルワーク) の大義すなわち社会正義であった。また、センの論の中には「潜在能力」(capability) という特徴的な概念が登場するが、それは人が善い生活や人生を生きるために、選択することのできるさまざまな機能の組み合わせの集合であり、何ができるのかという可能性を表している。すなわち彼は、人間は、良い栄養状態にあることから社会生活に参加していることなど、基本的なものから複雑なものまで多岐にわたりしかも自ら選択できる機能を有しているとしてとらえた。つまり、生活の質 (QOL) を、所得や効用ではなくこのような潜在能力から計ろうとした点に、センの主張の特徴がある³¹。

センの主張に照らして見るならば、DTワーカーの実践は、その利用者が置かれている社会環境や経済状況によって援助の内容や方法が左右されることがあってはならず、すべての利用者個々人が持つ潜在能力を見つけ引き出して、その中から自ら心地よく好ましいと感じることを選択 (チョイス) できるよう支援することであると教示される。そしてそれが、とりわけ物言えぬ (すなわちバルネラブルな) 立場に置かれている人たちのQOLを支援することになると気づかされる。その気づきの中から、誰もが等しく、自分の人生を楽しむことを脅かされることなく、人としての尊厳を損なわれることから守られるべきであるという、社会正義の信念に立った実践が育つ。「このひとりの人」に目を向けると同時に、その背後の状況をも読み取れるソーシャルな

視点がDTワークにも必要とされる所以が、ここにある。

ここでまた具体例を挙げよう。草地賢一は世界各地の被災者救援に奔走し、1995年の阪神・淡路大震災直後に地元NGO連絡会議代表を務めた人物であった。震災以前に機会があって、筆者は草地に「危険な救援活動に向かう契機は何か」と尋ねたことがあった。彼は即座に「社会的悪に立ち向かおうとする正義心からである」と答えた。そのとき筆者は、今日のソーシャルワークは、リーの言うように機能としての社会的システムとして展開されるものであり、このような精神的な契機による援助実践は、もはや今日的な状況にマッチしていないと感じたものであった。そして大震災が起これ、草地は被災者救援に向かった。彼を救援に向かわせた最初の契機はやはりこの正義心であったろう。しかし次には、草地は現地に駆けつけた多数のボランティアたちの救援活動をシステム化し、円滑で効率的な救援が行われるように機能させたのであった。

岡田藤太郎はリーの紹介者として知られているが、晩年の著『社会福祉学汎論—ソーシャル・ポリシーとソーシャルワーク—』において、「大義とは大義名分の大義であるが、むしろ大義をかかげた運動というニュアンスが強い。大義から機能へといえ、大義は前近代的で古く、機能は近代的で新しいと受けとるかもしれないが、そうではなくて大義に機能が加わるのであり、大義を生かし永続するためにもそのことが必要であるとリーは説いている」とリーの主張点を強調した³²。リーと岡田の言説に従えば、草地は個人の大義としての正義心に突き動かされ救援に向かい、運動としての性格を色濃くもつNGO組織による救援システムの機能を形成し、社会連帯による支援という社会的大義すなわち社会正義を貫いたと言えよう。

（2）自己存在の証しとしての大義による援助実践

あるとき、なぜ福祉ワーカーになろうと思うのかを学生たちに問うたところ、ひとりの学生が「ご恩返しの先払いです」と答えた。その意味を詳しく問うと、「将来自分も高齢になり、あるいは障害をもち、他者の世話になるときが必ず来る、それからではその受けた恩を返すことができない、だから今若くて元気うちに、先に恩返しをしておきたいのだ」という。いわば報恩のブリピッドである。それはとりもなおさず、未来に対して発信している報恩・感謝の気持ちを、現在自分が行っている援助実践をもって自身にも他者にも知らしめる、利他的な行為を通しての自己存在の証明（アイデンティティといってもよい）と言えよう。そのような援助実践の大義も存在する。

話は転じるが、岡山県西江原村が輩出した彫刻家の平櫛田中は、国立劇場に展覧されている木彫「鏡獅子」を、20年の歳月をかけて86歳で完成させ文化勲章を受章した人物である。そして「いまやらねばいつできる、わしがやらねばたれがやる」という書を残したことで知られている³³。彼は107歳で没するまで生涯現役の人であった。その仕事場にはこの先30年分の彫刻材に相当するくすのきが残されていたという。いつもその書に残した「いまやらねば」という思いに駆られて仕事に向かっていた姿がうかがえる。

社会的功績の大きさという点では比較にならないとしても、「いまわたしがやらねば」という思い（3章（7）節で示したグリーンウッドのキャリア概念と通じる）に駆り立てられて実践に向かった点では、先の若い学生も人生の達人の平櫛田中も同じである。それは社会正義という、ときに大仰な印象を与える（かもしれない）大義ではなく、自身のアイデンティティを示す自己完結型の大義と言えるかもしれない。しかし、その中には自己の利益だけを求めるのではなく他者のために役立つという利他的な要素も内包されている。

（3）「このひとりの人」への思い入れという大義による援助実践

そこで思い起こされるのが、看護者としてハンセン病患者のケアに献身し、日本のマザー・テレサと言われ、数々の顕彰を受けた井深八重の実践である³⁴。八重は1897（明治30）年、会津藩の高級藩士だった井深家一族の娘として生まれ、同志社女学校（現在の同志社女子大学）を卒業し、長崎高等女学校に英語の教員として赴任した。しかし着任後1年ほどしたころ、当時不治の業病として差別と偏見の対象とされていたハンセン病（当時らい病）と診断され、静岡県内の神山復生病院に入院隔離されることとなった。八重はここで病院長のレゼー神父と出会い、キリスト教信仰に導かれ絶望の淵から救い出される。ところが3年後、彼女のハンセン病は誤診であったことが判明した。それを契機に、彼女はハンセン病患者への支援を生涯の仕事にすることを決意した。そのときの心中を八重自身は、「今自分がその病気でないという証明書を得たからといって、今更、既に御老体の大恩人や、気の毒な病者たちに対して踵をかえすことが出来ましようか。私は申しました。『もし許されるならここに止まって働きたい』と。レゼー翁は私のこの希望を祝福して受け入れてくださいました」と記している³⁵。そして八重は東京で看護婦の資格を得て27歳で病院に戻ってきたのだった。

井深八重の転身のきっかけは皮肉にも誤診であったが、レゼー神父との出会いが彼女の献身の人生を決定する大きな要因となった。それは自身の窮地を救ってくれた師の恩に報いる思いと同時に、今日の前で助けを必要としている「このひとりの人」に手を差し延べざるを得ない、止むに止まれぬ思いに駆られた、利他愛による思い入れとも言える大義から導かれたものであった。そしてその八重の大義を支えたいまひとつの要素は、自らも『侍の子』を自認しそれを洩らすこともあった³⁶という記述から分かるように、武士道的な倫理観と忠誠心に支えられた、生涯を通して弛むことのない強靱な精神力であった。それがレゼー神父より教導を受けた八重のキリスト教的救済観と報恩観とを一層強めたものと思われる。武士道とキリスト教との関連を見ると、内村鑑三や新渡戸稲造などの思想が想起され興味が惹かれるが、本稿では触れずにおく。

今日、ソーシャル・インクルージョン（social inclusion）の理念が定着し、差別のない公正で平等な共生社会のシステムの構築がうたわれているが、それは他方では、援助実践にあたるワーカー個々人の中身を問うものでもある。ハンセン病問題は、国や社会に元患者たちに対する支援のシステム面の整備を迫るとともに、わたしたちに井深八重のような援助者の姿を思い起こさせ、

その中から新たなワーカーのありようを探る機会も与えている。目の前の「このひとりの人」に注ぐ利他愛的な思い入れという点に、DTワーカーの実践の大義を求める視座も忘れてはならないだろう。

5. 援助実践の大義を強める最近の気づきから

(1) 希望にあふれた介護のヒントを得る

ワーカーをその実践に向かわせる大義の存在こそが福祉マインドを構成する中核要素であると筆者はとらえてきたが、その大義をさらに強化する（できる）と思われる最近の気づきをいくつか述べたい。授業の回を重ねる中で加えられてきた内容でもある。

まず、三原博光らが著した『認知症高齢者の理解と援助』という本に注目したい。「共に『喜び・笑い・希望にあふれた』介護を実現するために」と書かれた帯が付けられている³⁷。高齢者介護や認知症に関する書物はこれまで多く目にしているが、はたして希望にあふれた認知症介護など本当にあるのだろうか。DTに出会う前の筆者ならそうのように感じたであろう。

有吉佐和子が小説『恍惚の人』（新潮社）で、認知症高齢者の介護を社会的課題として世に問うたのは1972年のことであった。経済ジャーナリストで後に経済企画庁長官となった高原須美子が『女は三度老いを生きる』（海竜社）と、高齢者介護におけるジェンダー課題を提起したのは1981年である。1994年には、介護殺人や高齢者虐待の事例を分析した武田京子の『老女はなぜ家族に殺される』（ミネルヴァ書房）が出版され、2000年には家族介護者たちの苦悩の投稿記事（毎日新聞「長寿社会」欄）をまとめた『介護地獄』（講談社）が出版されている。これらの書籍が次々と発行されてきた経緯を顧みても、高齢者のしかも認知症の人たちに対する苦渋に満ちた介護と、喜び・笑い・希望という言葉とは相容れがたいものがある。多くの人びとがそう思うのではなかろうか。

だが、本書の後半では施設におけるケアの実践例が紹介されており、前半に記されていた家族介護の苦悩から解放されて、信頼と愛情の社会的介護へと道が拓けていくような印象を読む者に与える。グループホーム「王喜の郷」では職員の介護力の育成に力を入れており、紹介者末谷千秋の「職員にとって『仕事』は自分の意思決定で左右する住み慣れた日常の生活から、受け入れるだけの世界へ入っていくことです」という言葉や、「素敵な1日を過ごせるケア」を目指している実践の記録も印象深い³⁸。一方、特別養護老人ホーム「小郡・山手一番館」では、夢ふうせん活動、畑作り活動、映画上映会が行われており、当施設ではこれらをノーマライゼーションの実践と位置付けている³⁹。また、生きる喜びにつながるレクリエーションや、介護者が一緒に楽しむという考え方も示されており、DTという概念は登場しないものの、その理念や内容はDTワークに通じるものがあり、希望にあふれた介護についてのヒントを与えてくれる。

これらのヒントから、施設におけるDT実践は、社会的介護の種々の工夫を通して比較的实现

させやすいと思われる。しかし、在宅における、とくに家族介護者を巻き込んだDTワーク実現への壁はまだ厚いものがある。当事者のみならず家族(単位として、または構成員個々人)に対する心地よさや楽しみの提供も視野に含めた援助実践の実現が、実践の大義をさらに強化し拡大するための今後の課題となろう。

(2) 幸福と希望の関係から実践のスタイルをさぐる—幸福は持続、希望は変革—

【幸福と希望】

IFSWの定義にも出てくるウェルビーイングが「幸福」な状態を指すことは先述したとおりである。幸福についての議論に少し話を戻すと、伝統的な哲学的アプローチでは、まず幸福とは何かを問題にし、ギリシャの時代から定義を明確にすることを重視してきた。一方、今日の心理学的アプローチでは、どのような条件下で自分自身が幸福と感ずるのかを人びとに尋ね、その内容を科学的に測定し実証的に明らかにしようとする。また、ソーシャルワークのアプローチでは、幸福を個々の自己実現に到達した状態ととらえ、それは生活の質(QOL)を向上させる援助によってもたらされると考える。そして、ソーシャルワークのアプローチを踏まえた実践的なアクティビティによる支援を通して、個々人が「よりよく生きる」ことを幸福ととらえるのが、DTのアプローチと言えよう。

「このようなアプローチの違いは、その領域が、社会に対してどのような貢献をしようとしているかに関係している」という島井哲志の指摘に従えば⁴⁰、DTはそれ(よりよく生きること)を必要としている個々人に対し、実践的な手法を用いて日々の生活がエンパワメントするよう支援することで、「より多くの人が幸福をもたらし」という社会的使命を担う。これがDTの社会に対する貢献であり、言い換えれば社会的な大義であり機能である。今はまだ個別の施設や実践の場において理解され適用されつつある段階であるが、今後種々の公共的な機会(学会や研究会、マスコミ、広報活動等)を通して広く社会に発信していくことによって、社会に対する貢献という大義と機能がより高められるだろう。

ところで、希望にあふれた介護について前節で触れたが、木原活信は近年東京大学に希望学講座が開設されたことに着目し、希望学における幸福と希望のとらえ方の相違について、次のように紹介している。「そこでは、希望を『幸福』『安心』『リスク』『楽観』といった概念と対比しつつ、その輪郭を描き出した。それによると、『幸福は持続することが求められるのに対し、希望は変革のために求められる』。『安心には結果が必要とされるが、希望には模索のプロセスこそが必要』などとしつつ、希望を『具体的な何かを行動によって実現しようとする願望』だと定義した⁴¹というものである。希望はそこにとどまっている観念ではなく、行動によって導かれる具体的な実体であり、動いているものだという。換言すれば、幸福はすでに獲得できたものを持続させるという意味で静的であるのに対し、希望はこの先の変革を探索するプロセスであるという点で動的であると言える。これを実践のスタイルに当てはめて考えたとき、DTワークにはその

どちらもが必要とされる。

【実践のスタイル】

ここで聖書に登場する有名な逸話を紹介したい。マルタとマリアの姉妹の話である⁴²。イエスの一行が姉妹の家を訪れたとき、もてなすために忙しく立ち働く姉マルタに対して、妹マリアは静かにイエスのそばに座って話を聞いているだけであった。マルタはイエスに苦情を言うが、イエスは「マリアは良いほうを選んだ。それを取り上げてはならない」と答えたというものである。

これに倣う例話を示そう。障害のある子をもつ母Fさんは、その子を伴って訓練教室に行っている留守の間に、下の健常な子が自宅の浴槽に落ちて死亡するという事故に遭った。Fさんは、障害のある子にばかり手をかけて、つい下の子を放っておいたのではないかと自責感に駆られた。葬儀の日、沢山の人が立ち働き儀式を滞りなく進行し、またFさんは多くの弔意の言葉を受けた。そんな中でFさんの傍らにそっと黙って座っていた人がいた。そのときはこの人が最も心の支えになったとFさんは筆者に語った。その人は普段は忙しく立ち働く福祉施設のワーカーだった。先の聖書の逸話に当てはめると、立ち働くマルタがいたから、マリアのただ座っているだけの働きが意味あるものになり、またマリアがいたからマルタの仕事ぶりが意味あるものになった。ここから学び取れるのは、マルタにもマリアにもそれぞれ実践の大義があるということと、実践にはマルタのような動的なスタイルとマリアのような静的なスタイルがあるということである。

これを幸福と希望の関係につなげて考えてみよう。先述したように、静的な実践は幸福の持続を招き、動的な実践は変革への希望のプロセスを導くととらえるならば、Fさんの葬儀の場面の例は（多少違和感があるかもしれないが、あえて当てはめると）次のように理解できよう。静的な実践がFさんの心の安定、つまり＜幸福の持続＞を支援し、動的な実践がFさんの人生にひとつの区切りをつける儀式を催行してFさんが前に踏み出す一歩、つまり＜変革への希望のプロセス＞を支援したと言えないだろうか。プロの援助者は状況に応じてそのどちらの実践のスタイルも果たせなくてはならない。

（3）リスクと希望の間の「キワキワ」の効用

先に東京大学の希望学講座について触れたが、その関連セミナーにおいて廣渡清吾は希望とリスクの関係について次のようなことを語った⁴³。要約すると、地球温暖化研究の某環境社会学者が、リスクとは破滅や災難が実際に起こることではなく、そういう事態が起こるかもしれないという予期を意味し、いわば“no longer — but not yet”（筆者意訳：もはや避けられないかもしれない—でもまだ起こってはいない）の状態のことであって、不安定な宙ぶりの心的状態がリスクの本質である、と何かに書いているのを読んだ。そのことから、希望は未来について望ましい起こり得る状態についての表象であり、リスクは未来について望ましくない避けるべき事態についての表象であると感じた。したがって希望もリスクともに未来に向けての人間の心的な表象

すなわち意思ととらえられる、というものである。ここでいう表象とは概念や理念とは異なり、具体的で感覚的な心の状態のことを指す。

2つ3つ卑近な例を挙げよう。子どもが海辺で引いていく波を追いかけるが、たちまち寄せ返す波に捕まるまいと必死でキャーキャー声を上げて浜に逃げてくるのは、よく見る情景である。また、自殺の名所などと言われる名勝の崖っぶちを、ぎりぎりの際（きわ）まで歩み寄って、ヒヤヒヤしながら眼下の景色を覗き込む経験をした人も、少なくないだろう。あるいは、わずか幅10センチの平均台の上で繰り広げられる巧妙な体操の演技に、落ちはしまいかとハラハラしながらも選手に声援を送るのは、演技の結果の評価という未来について、希望とリスクを両天秤に乗せて、その揺れる不安定さを楽しんでいるからにはほかならない。わたしたち人間は、希望とリスクの間の「キワキワ」のラインの上に置かれている自分の心の状態に自ら惹かれてワクワクドキドキし、ときに没頭し、あるいは他者がそのような状態にあるのを見て心動かされ、それを楽しみおもしろいと感じるのである。こわいもの見たさのお化け屋敷、スリル満点の急流下りや絶叫マシン、また恐怖心をかきたてるバンジージャンプ等々、特定のトレーニングされた人に対するのではない、一般庶民を対象にした「キワキワ」をウリにする娯楽施設や競技は沢山ある。

ところで援助実践においては、利用者のニーズを高次に満たそうとすればするほど、現実のリスクは高まり避けがたいものになる場合がある。たとえば、戸外に散歩に出て季節の風情をじかに肌身に味わいたいと願う歩行不安定の利用者に、予測されるリスクを回避するために、転んで怪我をしては困るからと外出を思いとどまらせることはよくある。しかし、少々怪我をしてもいいから、それ以上に散歩によって得られる楽しさ・心地よさ・喜びがほしいと強く願う本人の意思を尊重し散歩に出たところ、よろけて足をくじき、予測したリスクが現実化してしまうこともある。このように援助実践には、楽しさを味わう権利と安全を確保する義務の間に生じる拮抗が絶えず付きまとう。言い換えれば、利用者の側のリスクを自ら引き受ける権利と、援助者の側のリスクを回避しようとする援助責任のせめぎ合いである。もちろんそこでのリスクの容認は、ソーシャルワークやDTワークの価値／倫理を無視したり放棄したりすることを本義としているものでない。そのためにリスクマネジメントの必要性が強調され実施されている。リスクマネジメントは一般には、①利用者の把握、②設備・用具の確認、③危機管理を視野に入れた活動計画、④安全管理の研修・訓練、⑤自己管理、などの事項で構成されるが、主に援助者側が考案するものであるから、利用者にとっては選択の幅の狭い制限的な内容になる傾向が出ることは否めない。

しかしながら、先の廣渡の知見からは、援助実践には心的な表象としてのリスクが効用を発揮することが示唆されており、そこからDT実践にとって重要な意味を見出すことができる。すなわち、希望と対極にあるハラハラするリスクが有効に機能することによって、変革への希望のプロセスを探り出し、利用者の日々の生活を生き生きしたものへと変えていく後押しをするのである。このようなリスクを取り込むのは利用者の主体的な選択の自由であり権利である。そして利用者にとっても援助者にとっても希望にあふれた実践は、リスクの刺激によって生み出されると

言っても過言ではない。これも援助者の実践の大義をさらに強化する力となる。

DTワーカー養成講座やセミナーなどでは、リスクと希望との間で生み出される「キワキワ」の諸因子を基にした具体的な援助方法のアイデアが創出され、それを用いたDT実践の報告がなされ始めている。「キワキワ因子」にどのようなものがあるかについては、次の機会に考察したい。

（４）生涯発達の方のディレンマを越えて—老年的超越の知恵—

先に2章で価値／倫理としての福祉マインドについて論じた。（３）節において、2側面からの全人的視点に言及し、そのひとつは、生涯発達モデルを援用して、成長・発達という時間軸によって計られる諸要素から成る全人としてとらえる視点であると述べた。しかし、今日90歳100歳を超える超高齢期の人びとについて、生涯発達の方で全人を語るにはディレンマがあることを知っておかねばならない。また他方でそれを乗り越えようとする知見も登場している点にも留意しておく必要があろう。

1970年代以降注目されるようになった生涯発達心理学は、バルテス（Baltes, P.B.）の提唱による。彼は高齢期（第3年代）をサクセスフル・エイジングととらえた生涯発達の観点から研究を進めてきたが、85歳前後以降の超高齢期の人びとは第3年代とは区別する必要があることに気づき、第4年代と名づけた。そしてこの時期は心身の状態や社会的適応の不具合が急増することから、生きていくことの意義を見出したいというディレンマに突き当たった⁴⁴。

他方、トルンスタム（Tornstam, L.）は1989年に、老年的超越（ジェロトランセンデンス gerotranscendence）理論により、高齢期における生活の満足は物質的・合理的な観点からではなく内面的・経験的観点から把握されるとし、加えて魂（スピリチュアリティ）の側面を重視する見解を示した^{45, 46}。それらは、宇宙的水準、自己、社会と個人の関係、という3つの次元から成るが、佐藤眞一はその内容を、「①社会と個人の関係は、表面の人間関係から離れて孤独への欲求が高まり、富や地位や役割への執着が無くなり、善悪二元論のような一般的な社会的価値観を超越する方向に変化する。②自己概念は、自分にこだわる気持ちが薄れ、自己中心性が減少して利他的になり、過去の失敗さえ自分の人生にとって意味があったと思えるように変化する。そして、③過去・現在・未来の区別の意味が薄れて渾然一体となるため、先祖との関係を強く感じたり、人類や宇宙との一体感が強まって生命の神秘や宇宙の意志を感じたりするようになり、生死の区別もその重要性は低減するため死への恐怖も払拭されるという意味で、宇宙的意識を獲得する」とまとめている⁴⁷。抽象的な感は免れ得ないが、バルテスのディレンマからの脱出への志向がうかがわれる。

また、エリクソン（Erikson, E.H.）の人生周期論は第8段階に「英知」を据えて終るとされてきたが、妻で共同研究者のジョアン・エリクソン（Erikson, J.M.）は1997年に、このあとに第9段階があることを提示した。彼女らは当初はこの段階をバルテスの第4年代と同じように、超高齢者は自分自身の死が近いことを自覚して喪失や苦しみに耐える生活を余儀なくされる時期であ

ると、否定的に考えた。しかし、トルンスタムに示唆を受け、乳児期に他者との関係性において獲得した「基本的信頼感」によってそれらに対処することが可能であり、それが第9段階の特徴であると考えに至った⁴⁸。佐藤がその点を指して、「そこに希望の源があり、その希望によって生きる理由をもつことができる」と述べているのは⁴⁹、まさしく真理であろう。エリクソンらのとらえ方がバルテスと異なるところは、他者の存在あるいは介在を前提にしている点である。それらは、超高齢期の人びとに関して、生涯発達の考え方のディレンマを超えようとする知恵が生み出した想像であり創造であったと言える。

希望によって生きる理由をもつには、他者の存在が必要であり、援助実践にあたるワーカーの介在が必須となる。その点についてはトルンスタムのジェロトランセンデンス（老年的超越）理論の紹介者である中嶋康之らも指摘している⁵⁰。すなわち、超高齢者の人間の可能性への介入という視点からワーカー（介護従事者など）の役割を問い直せば、利用者とワーカーの意図的な関係から新たな人間関係が育ち新たな社会関係を生み出し得る、というものである。そしてそれを「『縁』（人と人、または人と物事を結びつける、不思議な力）の可能性」だと述べているのも興味深い。

超高齢期そしていわゆる終末期にある人びとに、good death（良い死）を含めての希望の人生の完成（プロセスの一点ととらえるのが適切かもしれない）を、ワーカーの援助を通して感得し受容するに至っていただきたいと強く願う思いも、その現場に立ち会うDT実践のワーカーの大義にほかならない。

おわりに

『ホスピスが美術館になる日』（横川善正、2010）という本を手にした。美術研究家である著者の、アートがケアの仲立ちをする論から発してケアそのものがアートであるという論調に転じていくところに興味が惹かれる。とくに、ケアは他からの庇護を頼りとする受身の活動ではなく、「自分が生き延びるための熟慮と同時に、他者への配慮と慈愛を主体的な形で表す、いわば『もてなしの技（アート）』を伴った行動」であり、「健常者、障害者を問わず、何とか今を生き延びようとする人たちにとって、ケアはなくてはならない『いのちの制作（アート）』」であると強調している点に心動かされる⁵¹。そして、著者横川は「ターミナル・アート」という造語を示して、それは「限りある生と避けられぬ死を自覚し、それを受け入れる者に約束される有意味な生き方」のことであり、「不安と病に冒され朦朧とした意識の中であって、それでもなお生きることの意味を見出そうとする姿勢それ自体が、アーティスティックと呼ぶに値する」と断言している⁵²。

本稿3章(3)節において、筆者はパワーズのケースワークがアートであるとの定義を引いて、DTワーカーは楽しみからライフスタイル全般をアレンジするアーティストであると述べた。ここに横川の示唆を受けて、「もてなしの技（アート）」によっていのちの制作（アート）をアレン

ジするのが援助実践の技術(アート)」であり、加えて、「DTワーカーはgood deathをコーディネートする『ターミナル・アーティスト』である」ことを付言したい。本養成講座の代表者である芹澤隆子は、オーストラリアの実践例を紹介する中から、すでに、ダイバーショナルセラピーの究極の目的は“good death”を支えることにある点に言及しているが⁵³、この主張は横川のターミナル・アート論と実にピッタリとマッチングする。

さらに横川は、「ひとが何を発想するかは、その立ち位置が『ギリギリ』であるかどうかによって決まる」と言い⁵⁴、限界を感じる力は新しい何かを嗅ぎ取り、そのために何かを捨てる潔さが必要であると指摘している。彼の言う「ギリギリ」は美術家（もしくは美術学生）の創作姿勢を意識したものであるが、希望とリスクの間の「キワキワ」がワーカーの援助実践のアイデアを生み、利用者の生き生きとした生活を導き支えるという先述の筆者の主張と、同じ次元のことを言っているように感じられ共感できる。

今夏老人ホームで実習した学生が、「ここで暮らしていることが嬉しい、ここにいるから家族が会いにきてくれ楽しいひと時を過ごすことができる、心優しい人たちに囲まれて毎日が幸せだ」と語る102歳のお年寄りとの出会い、いたく感動したと言う。老年の超越とはこのような幸福と希望の人生の完成の心境に到達する人間のいのちの力強さのことを指すのだろう。その力を表出できるのは、家族、仲間や友人、ワーカーという他者の存在があるからである。つい先ごろ、その老人がホームの人たちの手で暖かく見送られたと伝え聞いたが、ターミナル・アーティストであるワーカーの視線はgood deathを支えた確信あるものであったことを願う。

講座ではいずれの授業も回を重ねるごとに新しい視点や情報が加わり、授業の内容や方法、またそれらをめぐっての議論は広がる傾向にある。まもなく5期目を迎えて、受講生からの評価も交えたまとめの時期に来ている。次の取り組みのテーマとしたい。(2010.11.4)

注

- 1 2002年大阪府認証の特定非営利活動法人、現在芹澤隆子理事長。
- 2 日本ダイバーショナルセラピー協会2010年度総会資料および事務局資料を参照。
- 3 新野三四子「キリスト教社会福祉教育とダイバーショナルセラピー教育の接点」追手門学院大学社会学部紀要3号、2009年、115-126頁。
- 4 “DTAANC (Diversional Therapy Association of Australia National Council) National Minimum Course Standards.” DTAANC, 2006 (v.1, June 2006).
- 5 新野三四子「相談援助の定義と構成要素」成清美治・加納光子編著『相談援助の基盤と専門職』学文社、2010年、21-36頁。
- 6 2008年1月、DTワーカー養成講座第1期受講者に対し配布された「講義の概要と講師プロフィール」を参照。
- 7 厚生白書（昭和62年版）、厚生統計協会、1988年。
(<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpaz198701/body.html>)
- 8 財団法人日本障害者リハビリテーション協会『共生のまちガイド』1994年、23-39頁。
- 9 新野三四子『福祉マインド教育実践論』ナカニシヤ出版、2007年。

- 10 Frederic G. Reamer “Social Work Values and Ethics” Second Edition, Columbia University Press, 1999.
フレデリック・G・リーマー著／秋山智久監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』中央法規、2001年、10-16頁。
- 11 秋山智久・平塚良子・横山穰『人間福祉の哲学』ミネルヴァ書房、2004年、90頁。
- 12 日本ダイバーショナルセラピー協会編／渡辺義久・芹澤隆子監修『全人ケアの実践—ダイバーショナルセラピーのすすめ—』朱鷺書房、2004年、20頁。
- 13 国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）・社団法人日本社会福祉教育学校連盟『ソーシャルワークの定義、ソーシャルワークの倫理：原理についての表明、ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準』相川書房、2009年、15-16頁。
- 14 マズロー（Maslow, A.H.1908-1970）は人間の生来的な欲求は、最も原初的な①生理的な欲求から、それが満たされれば、②安全の欲求へ、そして次に、③所属と愛情の欲求へ、さらには、④承認の欲求へと順を追って発達していくヒエラルヒー（ピラミッド型の階層）を成すにとらえ、その最上位に、⑤自己実現の欲求を置いた。①～④の4つについては、低位の欲求が満たされることによってより上位の欲求が刺激されるという欠乏動機に促され、⑤の自己実現の欲求については成長動機によって促されると考えた（前掲書5、28頁参照）。
- 15 嶋田啓一郎「社会福祉思想と科学的方法論」嶋田編『社会福祉の思想と理論』ミネルヴァ書房、1980年、16-18頁。
- 16 F.P. バイステック著／尾崎新・福田敏子・原田和幸訳『ケースワークの原則（新訳版）—援助関係を形成する技法—』誠信書房、1996年、227-229頁。
- 17 木原活信『対人援助の福祉エートス—ソーシャルワークの原理とスピリチュアリティ—』ミネルヴァ書房、2003年、9頁。
- 18 太田義弘「社会福祉実践の過程展開と方法・技術」仲村優一・小松源助編『講座社会福祉5 社会福祉実践の方法と技術』有斐閣、1984年、146頁。
- 19 Swithun Bowers ‘The Nature and Definition of Social Casework’ Part I-III, Journal of Social Casework, 30, pp8-10, 1949.
S・パワーズ著／松本武子訳「ソーシャル・ケースワークの本質と定義」松本武子編訳『ケースワークの基礎』誠信書房、1967年、33頁。
- 20 狭間香代子『社会福祉の援助観—ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント—』筒井書房、2001年、135-136頁。
- 21 Karen Hill “Helping You Helps Me : A Guide Book For Self-Help Groups” 1984.
外口玉子監訳『患者・家族会のつくり方と進め方』川島書店、1988年。
- 22 Alan Gartner & Frank Riessman “Self-Help in the Human services” 1977.
久保絃章監訳『セルフ・ヘルプ・グループの理論と実際』川島書店、1986年。
- 23 久保絃章『自立のための援助論—セルフ・ヘルプ・グループに学ぶ—』川島書店、1988年。
- 24 中田智恵海『セルフヘルプグループ—自己再生の援助形態—』八千代出版、2000年、63頁。
- 25 社会福祉士養成講座編集委員会編『現代社会と福祉—社会福祉原論第2版』中央法規、2010年、42頁。
古川孝順は「福祉政策を社会福祉そのものや社会政策と区別し、社会福祉を基軸に、展開される施策コラボレーション（連絡、調整、連携、協働）の態様を意味する用語として位置付ける」という文脈でこの語を用いている。
- 26 土屋幸己「知的障害者施設における自己決定の支援」高山直樹監訳／社団法人日本社会福祉士会編集『社会福祉の権利擁護実践—利用者の声を聞く社会福祉士として—』中央法規、2002年、50頁、53頁。
- 27 田中耕一郎「〈重度知的障害者〉の承認をめぐる—Vulnerability による承認は可能か—」『社会福祉学』Vol.51-2、日本社会福祉学会、2010年、38頁。
- 28 ・1999年、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）
・2000年、児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

- ・2001年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）
- ・2002年、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）
- ・2005年、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）、等がある。
- 29 秋山智久『社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房、2007年、84-89頁。
- 30 アーネスト・グリーンウッド著／高沢武司訳「専門職業の特質」『シンポジウム '73 社会福祉の専門職とは何か』財団法人鉄道弘済会弘済会館、1972年、181-195頁。元の訳は「文化」であるが、意味を補い「専門職的文化」とした。
- 31 成清美治・加納光子編集代表『現代社会福祉用語の基礎知識第9版』学文社、2009年、180-181頁。
- 32 岡田藤太郎『社会福祉学汎論—ソーシャル・ポリシーとソーシャルワーク—』相川書房、1998年、59頁。
- 33 平櫛田中が晩年を過ごした東京都小平市の平櫛田中彫刻美術館に寄託されている。（<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/bijyutsu/002/002347.html>）
- 34 人間の碑刊行会代表牧野登編著『人間の碑（いしぶみ）』井深八重顕彰記念会、2002年を参照。
- 35 前書、39-40頁。
- 36 前書、166頁。
- 37 三原博光・山崎喜美子・金子努編著『認知症高齢者の理解と援助—豊かな介護社会を目指して—』学苑社、2008年。
- 38 前書、152頁、154頁。
- 39 前書、156頁。
- 40 島井哲志「幸福を科学的に測定する」『書斎の窓』No.594、有斐閣、2010年、59頁。
- 41 木原活信「同志社で、『希望の源』について語り合しましょう」『日本キリスト教社会福祉学会通信』第81号、2010年5月掲載記事より抜粋。
- 42 ルカによる福音書10章38-42節：一行が歩いていくうち、イエスはある村にお入りになった。すると、マルタという女が、イエスを家に迎え入れた。彼女にはマリアという姉妹がいた。マリアは主の足もとに座って、その話に聞き入っていた。マルタは、いろいろのもてなしのためせわしく立ち働いていたが、そばに近寄って言った。「主よ、私の姉妹は私だけにもてなしをさせていますが、何ともお思いになりませんか。手伝てくれるようにおっしゃってください。」主はお答えになった。「マルタ、マルタ、あなたは多くのことに思い悩み、心を乱している。しかし、必要なことはただ一つだけである。マリアは良い方を選んだ。それを取り上げてはならない。』『聖書 新共同訳』日本聖書協会、1987年。
- 43 廣渡清吾「希望:変わる事、変える事—希望についてのいくつかのテーゼ—」第16回希望学セミナー2007年11月6日報告を参照。（http://project.iss.u-tokyo.ac.jp/hope/result/DP_hirowatari_0712.pdf）
- 44 堀薫夫「ポール・バルテスの生涯発達論」大阪教育大学紀要第IV部門教育科学58巻1号、2009年、173-185頁。
- 45 中嶋康之・小田利勝「サクセスフル・エイジングのもうひとつの観点—ジェロトランセンデンス理論の考察—」神戸大学発達科学部研究紀要8巻2号、2001年、255-269頁。
- 46 Tornstam, L. "Gerotranscendence: A Developmental Theory of Positive Aging" New York, Springer, 2005.
- 47 佐藤眞一「老いの生活への適応過程」佐藤眞一・大川一郎・谷口幸一編著『老いとこころのケア—老年行動科学入門—』ミネルヴァ書房、2010年、132頁。
- 48 Erikson, E.H. & Erikson, J.M. "The Life Cycle Completed: A Review (Extended Edition)" New York, Norton & Company, 1997.
エリク・H・エリクソン & ジョーン・M・エリクソン／村瀬孝雄・近藤邦夫訳『ライフサイクル、その完結【増補版】』みすず書房、2001年。「三章:第九の段階／老年期とコミュニティ／老年的超越」を増補している。
- 49 前掲書47、132頁。
- 50 前掲論文45、266-267頁。
- 51 横川善正『ホスピスが美術館になる日—ケアの時代とアートの未来—』ミネルヴァ書房、2010年、8頁。

- 52 前書、15 頁。
- 53 芹澤隆子「ダイバーショナルセラピーのエッセンス第 4 回、日豪のダイバーショナルセラピー実践例から①—“楽しみをあきらめない” DT の多様なプログラム」『地域リハビリテーション』Vol.2, No.10、三輪書店、2007 年、870-872 頁。
- 54 前掲書 51、50 頁。